

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局長 | <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議長   | <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>   |
| 6番   | <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、2月20日に大野忠司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字原市場字曲竹地内にある畑1筆、面積198㎡です。</p> <p>農地の現況は、保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では稲、ダイコン、キュウリ、ナスなどの露地野菜を作付けするということです。</p> <p>また、通作については自宅に隣接する場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局  | <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は現在、大字原市場の戸建住宅に家族5人で居住しています。</p> <p>譲受人の農作業の経験については、20年以上の経験があります。</p> <p>譲受人からは今回、ダイコン、キュウリ、ナスなどの作付け計画が提出</p>  |

されております。

また、通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので問題ありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和5年2月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕耘機1台、刈払機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

|      |  |
|------|--|
| 事務局長 | <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>   |
| 議長   | <p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>  |
| 2番   | <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、2月20日に河野和昭推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字平松字小原地内にある畑1筆、面積334㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、保全管理されておりました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>現地調査において、この農地転用許可申請は適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>  |
| 議長   | <p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局  | <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は現在、市内で建物の解体工事業を営んでおります。</p> <p>現状では、コンテナやユンボの作業スペースと同一敷地の中に、駐車車両のスペースを確保しながら駐車しなければならない状況から、ダンプを一旦道路に出してから敷地内の車両の移動をすることもあり、苦情が出たこともありました。</p> <p>また、今後、従業員も1名採用する予定もあることから、駐車場を新たに確保して安全かつ効率的に敷地を活用できるよう計画をしたものです。</p> <p>駐車場敷地の選定にあたっては、市街化区域内及び市街化調整区域内において検討をしましたが条件が合う場所がありませんでした。</p> <p>そうしたところ、現在借地している土地の所有者の方が所有している農地が隣接しており、相談をしたところ土地の利用について承諾をいただくことができました。</p> |

今回の申請地であれば現在利用している市道からの進入もでき、現在抱えている駐車場の問題も改善できることから、今回の申請地を駐車場敷地といたく申請するものです。

申請年月日は、令和5年2月6日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地」であって、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」で、「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」もので、「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。また、第1種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」に当たるものとして、当該申請においては「既存敷地の面積の2分の1を超えないもの」であり、不許可の例外であると判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して工事費に対し、全額自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

同行して調査していただいた河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

議長

2番

同様の意見をいただいております。

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>                                   |
| 8番  | <p>今回の計画では、畑を駐車場として借り受けるという計画ですが、農地を農地として貸し出す場合と農地を駐車場として貸し出す場合は、賃貸料に違いはありますか。</p>  |
| 事務局 | <p>賃貸料については、貸渡人と借受人の双方で決めていただいております。</p>  |
| 6番  | <p>当件については、農業振興地域の除外の案件で見に行ったところですね。</p>  |
| 2番  | <p>農業振興地域の除外の現地確認で見に行った場所です。<br/>その後も現地確認をしましたが、状態は当時と変わっていませんでした。</p>  |
| 議長  | <p>他にご質問ございますでしょうか。</p>   |
| 3番  | <p>今回、敷地拡張をする申請地の東側に万年塀などを建てる予定なのでしょうか。<br/>土地利用計画図を確認すると、既存敷地は万年塀の記載があるので、高い塀が建っていることがわかりますが、この万年塀がそのまま東側に続いていくのか教えていただきたいです。</p>              |
| 事務局 | <p>計画では、万年塀ではなく、木柵と単管パイプで塀を設置する予定です。</p>  |
| 3番  | <p>塀は建てず、土地利用計画図のとおりになるということによろしいでしょうか。</p>   |
| 事務局 | <p>その通りです。</p>  |
| 3番  | <p>申請地の隣接地に畑があるため、その畑が万年塀に囲まれた形になると農地として使いにくくなってしまいます。<br/>また、仮に南に敷地拡張が続くと想定すると、さらに畑を利用することは厳しくなると考えます。<br/>そのため、万年塀を建てるのかという質問をさせていただきました。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 議長   | 他にご質問ございますでしょうか。   |
|      | 【なしの声あり】   |
| 議長   | 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。  |
|      | 【全員挙手】   |
| 議長   | 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。<br>続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。   |
| 事務局長 | 議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。<br>【議案書読み上げ】<br>なお、詳細は担当から説明いたします。   |
| 事務局  | それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。<br>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。<br>経営作物は、有機農法での少量多品目の露地野菜になります。<br>販路としては、個人宅への配送などです。<br>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。<br>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。<br>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと認められると判断されます。<br>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。<br>説明は以上です。 |
| 議長   | それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。   |
| 1番   | 年齢は何歳ですか。  |
| 事務局  | 40歳です。   |

|        |  |
|--------|--|
| 6 番    | 既存農地での作付け状況を教えてください。   |
| 事務局    | 少量多品目での露地野菜を作付けしております。   |
| 1 番    | 農法はどのようなものですか。   |
| 事務局    | 自然農法になります。   |
| 議長     | 他にご質問ございますでしょうか。   |
|        | <b>【なしの声あり】</b>  |
| 議長     | 無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。  |
|        | <b>【全員挙手】</b>  |
| 議長     | 全員賛成でございますので、承認することといたします。<br>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 |
|        | <b>【なしの声あり】</b>  |
| 議長     | なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。<br>事務局より説明をお願いいたします。  |
|        | <b>【案件4「その他」に記載】</b>   |
| 議長     | 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が全て終了いたしましたので議長の職を降ろさせていただきます。   |
| 事務局    | 閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。   |
| 会長職務代理 | 以上をもちまして、令和5年2月飯能市農業委員会総会を閉会します。   |